

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番 (0154) を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

産休代替等教員および非常勤講師等の事前登録者

市立小・中学校で産休代替等教員および非常勤講師等を希望される方を募集します。事前登録していただくことで、市内小・中学校の欠員状況に応じて、北海道教育委員会に推薦することが可能となります。なお、応募いただいても必ず採用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

☑小学校教諭、中学校教諭の教員免許状をお持ちの方／☑履歴書1部（お持ちの教員免許状の種類、希望校種、担当可能な教科および指導可能なクラブ等を必ず記入）を直接または郵送でMOO 4階教育支援課教育政策担当（〒085-0016錦町2-4☎65-6450）へ

要介護認定調査員（個人委託）

2024(令和6)年度の要介護認定調査業務委託にあたり、介護支援専門員を募集します。

委託期間 = 4月1日～2025(令和7)年3月31日／委託料 = 調査1件につき3,300円(予定)／応募要件 = ①介護支援専門員の資格を有していること ②2009(平成21)年10月以降の要介護認定調査の実施経験があること ③2024(令和6)年4月1日現在、事業所等に所属していないこと ④市内一円の調査が可能であること(釧路地域のみ可)／☑3月1日(金)～12日(火)に履歴書、介護支援専門員資格者証の写し、認定調査員新規研修修了証明書等の写しを直接防災庁舎3階介護高齢課介護認定担当（☎31-4597）へ※郵送不可

消費生活相談員

応募要件 = 消費者問題に関心があり、長期的な勤務を望むパソコンの基本操作ができる方／勤務 = 週2～4日程度、午前10時～午後4時の6時間／☑3月18日(月)(必着)までに履歴書と応募動機を記した作文(600字前後)を直接または郵送で市役所2階釧路消費者協会(〒085-8505黒金町7-5☎24-2037(平日午前10時～午後4時))へ

交通安全指導員

応募資格 = 市内在住の交通安全運動推進活動に意欲的で健康な満80歳未満の方／活動内容 = 各地域での街頭指導、各期の交通安全運動への参加、市内で開催される各種行事やイベントでの交通指導／募集時期 = 随時／任期 = 2年(再任可)／☑無報酬※活動に必要な被服、物品は貸与／☑市民生活課(☎31-4521)

春の「みそづくり講習会」

☑3月16日(土)午前10時～午後3時／☑富士見会館／☑15人／☑¥200円※材料費別途／☑申し込みの際に希望する分量をお伝えください／☑3月6日(木)までに釧路消費者協会(☎24-2037(平日午前10時～午後4時))へ

税・保険・年金

4月1日(月)は以下の市税等の納期限です

- ・国民健康保険料(第10期)
- ・後期高齢者医療保険料(第10期)
- ・介護保険料(第10期)

※いずれも普通徴収分

- ・3月分保育園保育料

●市税等 休日の納付相談窓口

☑3月23日(土)午前9時～午後5時

◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。

☑納税課(☎31-4517・4518)

■納付には便利な口座振替を■

自動車税種別割の

住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- 住所が変わったとき(変更登録)
- 自動車を売ったとき(移転登録)
- 自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

2024(令和6)年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。なお、変更登録が間に合わないときは、道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

☑札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1190)

確定申告と納税は正しくお早めに

●申告と納期限について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は3月15日(金)、個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は4月1日(月)が申告・納付の期限となっています。

なお、振替納税を利用されている方は、振替日(所得税及び復興特別所得税は4月23日(火)、消費税及び地方消費税は4月30日(火))に指定された口座から引き落としになります。

また、国税の納付は非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。

●確定申告はマイナンバーカードとスマホでさらに便利に!

国税庁ホームページでは、マイナンバーカードとスマホを使って、所得税・消費税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。e-Taxで申告することにより、「還付金の早期還付」「確定申告期間中に24時間利用が可能(メンテナンス時間は除く)」「保存データの活用による翌年申告の簡略化」など、さまざまなメリットがあります。

☑釧路税務署(☎31-5100)

事業主と従業員の皆様へ、個人住民税は特別徴収で納めましょう

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し、納入する制度)への切り替えをお願いしています。特別徴収にすることにより、1回あたりの負担額が少なくなり、納め忘れも防ぐことができます。

特別徴収の開始を希望される場合は、従業員の方は勤務先に、事業主の方は下記へお問い合わせください。

☑市民税課市民税担当(☎31-4515)

国民健康保険課からのお知らせ

●国民健康保険の所得申告をお忘れなく

2024(令和6)年度の国民健康保険料は、2023(令和5)年中(1月1日～12月31日)の所得に基づき決定します。忘れずに所得簡易申告書を提出してください。

所得簡易申告書の提出が必要な方

- 所得税の確定申告や市道民税の申告をしていない方、申告の必要がないと言われた方
 - 事業主から市民税課に給与支払報告書が提出されていない方
 - 2023(令和5)年中の所得がない方(申告により保険料の一部が減額になる場合があるので必ず申告してください)
- ※公的年金を受給している方で、それ以外に所得がない方は申告の必要はありません。ただし、公的年金のうち、障害年金、遺族年金のみを受給している方は申告が必要です。

※2023(令和5)年度に国民健康保険課へ所得簡易申告書を提出した方(税務署等で申告した方を除く)には、3月下旬に2024(令和6)年度分の申告書を送付します。

●国民健康保険の手続きは

お済みですか

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険(国保)への加入が義務づけられています。転入や退職等で健康保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。

なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入している方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などには脱退の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

【共通】☑国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

環境

環境事業課からのお知らせ

●粗大ごみの収集は

早めのお申し込みを!

3月・4月は粗大ごみ収集の申し込み

みが多くなり、申し込みから収集までお待たせする場合があります。あらかじめ処分する粗大ごみを確認し、早めにお申し込みください。

●ごみを減らすためには

生ごみには多くの水分が含まれており、捨てる前にギュッと絞って水切りをするだけでもごみの量を減らすことができます。野菜は水洗いをする前に使えない部分を切り落とす、乾いたごみは濡らさないように意識するなど生ごみ減量のポイントです。

●集団資源回収に取り組みませんか?

家庭から出る新聞紙などの資源物を、協力して集めている団体に奨励金を交付しています。リサイクルの意識を高めながら団体の運営助成にもなります。

対象品目 = 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック／奨励金額 = 対象品目1キログラムごとに2円(年2回交付)／対象団体 = 町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの非営利団体(要事前登録)

●3月の不燃ごみの収集日

【釧路・音別地域】第1・3水曜日の地区は3月6日(木)、20日(木)、第2・4水曜日の地区は3月13日(木)、27日(木)、【阿寒地域】第2・4金曜日の地区は3月8日(金)、22日(金)、第2・4土曜日の地区は3月9日(土)、23日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧ください。かお問い合わせください。

【共通】☑環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、☑市民課環境担当(☎66-2211)、☑市民課環境担当(☎01547-6-2231)

春採湖レポート2022を作成しました

春採湖調査会では春採湖とその周辺の自然環境に関する研究調査を行っており、2022(令和4)年度の結果を分かりやすく整理した「春採湖レポート2022」を作成しました。ホームページで公開していますので、どうぞご覧ください。

☑環境保全課自然保護担当(☎31-4594)

福祉

プラザよねまち展望浴室

太平洋を一望できる展望浴室をご利用ください。

☑火～日曜日(祝日を除く)正午～午後7時／☑60歳以上の方およびその介助者／☑¥540円／☑プラザよねまち(米町4-3-16☎43-2335)

外国人高齢者・障害者福祉給付金制度

この給付金は、公的年金の制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者の方々が、地域で自立し安定した生活を続けていくことを支援し、その福祉の向上を図るためのものです。